

## ● 総合事業のサービス一覧

### 介護予防・生活支援サービス事業

| 訪問型サービス                               |  |   |                                 |
|---------------------------------------|--|---|---------------------------------|
| 事業                                    | 内容   | 料金  | 利用者負担                           |
| 現行相当サービス                              | 従来の介護予防訪問介護と同様のサービスです。訪問介護員等による身体介護や生活援助のサービスを提供します(おおむね1時間以内)。  | 月単位の定額<br>週1回利用:11,680円<br>週2回利用:23,350円<br>週2回を超える利用:<br>37,040円<br>※各種加算があります。                                  | 介護保険の利用者負担割合によります。<br>(1割または2割) |
| 訪問型サービスA<br>(緩和した人員基準等によるサービス)        | 生活援助のサービスを提供します(おおむね1時間以内)。  | 月単位の定額<br>週1回利用:9,340円<br>週2回利用:18,680円<br>週2回を超える利用:<br>29,630円<br>※各種加算があります。                                   | 介護保険の利用者負担割合によります。<br>(1割または2割) |
| 訪問型サービスC<br>(短期集中サービス)<br>おいしく栄養あっぷ訪問 | 管理栄養士が自宅を訪問し、栄養状態や生活行為の改善を支援します(2時間以内)。<br>4～6カ月間で2週間に1回程度(最大12回)訪問します。                                | 1回につき 5,030円  | 1回につき 500円                      |
| 通所型サービス                               |  |   |                                 |
| 現行相当サービス                              | 従来の介護予防通所介護と同様の日常生活の支援や機能訓練等を行います(3時間以上)。送迎があります。  | 月単位の定額<br>週1回利用・要支援1:<br>16,470円<br>週2回利用・要支援2:<br>33,770円<br>※各種加算があります。   | 介護保険の利用者負担割合によります。<br>(1割または2割) |
| 通所型サービスA<br>(緩和した人員基準等によるサービス)        | 簡単な体操、レクリエーション、交流等を行います(2時間以上)。送迎のある事業所とない事業所があります。  | 月単位の定額<br>週1回利用:要支援1<br>送迎あり:13,130円<br>送迎なし:11,530円<br>週2回利用:要支援2<br>送迎あり:26,840円<br>送迎なし:23,640円<br>※各種加算があります。 | 介護保険の利用者負担割合によります。<br>(1割または2割) |
| 通所型サービスC<br>(短期集中サービス)<br>山形市元気あっぷ教室  | リハビリ職、保健・医療の専門職が、身体機能の向上と生活行為の改善を支援します。またリハビリ専門職が利用開始時と終了時に訪問します。6カ月間週1回サービスを提供します(おおむね1.5時間)。送迎があります。 | 1回につき 4,530円<br>訪問は、1回につき<br>3,020円   | 1回につき 450円<br>訪問は、1回につき<br>300円 |

## 一般介護予防事業

### 住民主体の通いの場 立上げ・継続支援

内容：介護予防の運動を目的に、集会所などに週1回以上集まる住民主体の通いの場の立上げと、継続支援を行います。  
【立上げから1年目まで】①介護予防の普及啓発と「いきいき百歳体操」の紹介・説明  
②技術支援(4回程度)  
③体力測定の実施(年2回)  
④体操のDVDと重りの無料貸出  
【2年目以降】①技術支援(講師派遣)と、体力測定を合わせて年3回まで(ただし体力測定は年2回まで)  
対象者：山形市内の老人クラブ、町内会等の団体、グループ等  
○実施についての相談は、市役所または担当の地域包括支援センターにお問い合わせください。

### 75歳節目訪問

内容：介護予防指導員(看護師)が直接自宅に訪問し、介護予防に関する必要なアドバイスを行います。  
対象者：年度内に75歳(昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれ)になる山形市民(要支援・要介護の認定を受けている方と総合事業の事業対象者を除く)

### 80歳からの生きがい学校

内容：外出する場のない方の閉じこもり予防と自立支援を目的とし、いきいき百歳体操など健康維持のための活動や、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように学ぶ1日型の通所サービスです。(入浴、昼食があります)  
※必要な方には送迎があります。  
対象者：以下の全ての条件に当てはまる方  
①80歳以上の山形市民  
②「一人暮らし」「高齢者のみの世帯」「家族と同居しているが日中は独りになる」のいずれかの方  
③要支援・要介護の認定を受けていない方と総合事業の事業対象者でサービスを利用していない方  
④医師から運動を禁止されていない方  
⑤見守りがあれば移動や入浴が自分でできる方  
⑥買い物や家事、受診によるものを除く外出がおおむね月に1回未満の方  
期間：週1回6カ月間(午前10時30分～午後3時30分)  
場所及び実施曜日：漆山やすらぎ荘(火・水曜日)、黒沢いこい荘(木・金曜日)(お住まいの場所によって会場が異なります)  
申し込み：必要です。詳しくは長寿支援課へお問い合わせください。

### お口若がり講座

内容：在宅で自立した生活が維持できるように、歯科医師や歯科衛生士による講話、口腔ケアやブラッシング指導、噛むことや飲む力を高めるための口の体操を行います。  
対象者：65歳以上の山形市民  
場所：山形市保健センター、公民館、コミュニティセンターなど。  
申し込み：必要ありません。詳しくは長寿支援課へお問い合わせください。